

【美祿市】

整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数（人）	1,072	1,002	954	877	831
② 予備機を含む 整備上限台数（台）	1,427	1,152	0	0	0
③ 整備台数（台） （予備機除く）	0	1,002	0	0	0
④ ③のうち基金事業 によるもの（台）	0	1,002	0	0	0
⑤ 累積更新率（%）	0	100	100	100	100
⑥ 予備機整備台数 （台）	0	150	0	0	0
⑦ ⑦のうち基金事業 によるもの（台）	0	150	0	0	0
⑧ 予備機整備率（%）	0	15	0	0	0

（端末の整備・更新計画の考え方）

本市では、令和2年度に市立小学校及び市立中学校に1,393台（Windows）、令和3年度に34台（Windows）、合計1,427台の端末整備を行い、令和3年度から端末の使用を開始している。そのため、GIGA第2期における更新については、GIGA第1期の端末使用開始から5年を経過する令和8年度に、GIGA第2期端末の使用を開始するために、令和7年度中に端末を整備する。端末は、OSをWindowsからGoogle Chromeへ変更するため、令和7年度中に必要な児童生徒数分の台数を整備する必要がある。端末の予備機については、整備台数の上限を超えない範囲で最大限調達することとする。

（端末の整備・更新計画の整備台数について）

①の児童生徒数は市立小・中学校の児童生徒数の合計とする。

③の整備台数については、市内小・中学校の児童生徒数及び指導者数が増減する可能性があることに留意しつつ、令和10年度に③の整備台数が100%を超えるよう端末の整備を進めていく。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

本市では、令和2年度及び令和3年度に市立小・中学校1,427台の端末整備を行った。端末の更新に伴い、GIGA第1期で整備した1,427台の端末の処分について記載する。

○対象台数：1,427台

○処分方法

- ・処分事業者による引き取り：1,427台（Windows）

○端末のデータの消去方法

- ・処分事業者へ委託する
処分1,427台については、処分事業者が行う。
- ・必要に応じて、データ消去証明書の発行依頼を行う。

○スケジュール（予定）

- ・処分事業者による引き取りについて

令和8年4月以降、未使用端末を事業者へ引き渡し予定。

令和7年度新規タブレット端末導入業者が、GIGA第1期で整備した端末の回収（データ処分）を含めた契約内容とする予定である。

○その他

処分業者には、SDGsに対応した環境にやさしいリサイクル、再資源化を依頼する。